

デジタルサイネージ設置を検討している方へ

練馬区では、東京都屋外広告物条例に基づく広告板として、デジタルサイネージを設置する場合のガイドラインを定めた。

デジタルサイネージの設置にあたっては、設置場所周辺の環境との調和や住環境の保全を図り、地域住民との紛争を予防するため、本ガイドラインを踏まえた計画とすること。

なお、屋外広告物として許可を受けた場合であっても、それは広告板としての許可であり、映し出される映像の内容を許可するものではないことに留意する必要がある。

【ガイドライン】

- ・ 東京都屋外広告物条例の屋外広告物に関する基準を遵守すること
- ・ 東京都屋外広告物条例で定める禁止区域への設置はしないこと
- ・ 周辺環境との調和を図り、当該地域の住環境に十分な配慮をすること
また配慮するうえで、つぎの2点については特に注意すること
(1) 原則として、音はださないこと
(2) 夜間は光が強く見えるため、昼間の5分の1程度の光の強さとすること
「良好な夜間景観形成のための建築計画の手引（東京都）」より
- ・ 設置に伴う苦情などに対し、屋外広告物の許可を受けた者が責任をもって対応すること